

春日井市県外医療機関等妊婦・産婦・乳児健康診査等補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 市は、妊婦、産褥婦^{じょく}（産後8週間を経過しない者をいう。以下同じ。）及び乳児（1歳に満たない者をいう。以下同じ。）の健康保持、増進並びに異常の早期発見及び早期治療を図り、並びにB型肝炎の母子感染を防止するため、妊婦、産褥婦及び乳児の健康診査を愛知県外（国内に限る。）の医療機関及び国内の助産所（以下「県外医療機関等」という。）で受診する者（以下「受診者」という。）に対し、診査費用について予算の範囲内で補助金を交付するものとし、その交付に関しては、春日井市補助金等に関する規則（昭和54年春日井市規則第4号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(補助の対象)

第2条 補助金の交付の対象となる者は、市内に住所を有する妊婦、産褥婦及び乳児のうち県外医療機関等で健康診査（助産所での乳児健康診査を除く。）及び新生児聴覚検査を受診するものとする。

(補助金の額)

第3条 補助金の額は、別に定めるところにより、健康診査及び新生児聴覚検査1回につき市が愛知県内の医療機関に支払う額と同額（受診者が県外医療機関等に支払った額がこの額に満たない場合は当該支払った額）とする。

(申請書に添付すべき書類)

第4条 規則第3条第3号の規定により申請書に添付すべき書類は、次のとおりとする。

- (1) 妊婦・産婦・乳児健康診査受診票及び新生児聴覚検査受診票
- (2) 健康診査項目の内訳及び料金が記載された領収書又は文書

(補助金の交付方法)

第5条 補助金は、規則第4条の規定による補助金の交付決定をした後、受診者の請求に基づいて交付するものとする。

(返還)

第6条 市長は、偽りその他不正の手段等により補助金の交付を受けた者に対し、前条の決定の全部若しくは一部を取り消し、又はすでに交付した費用の全部若しくは一部を返還させことがある。

(雑則)

第7条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が定める。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成20年9月1日から施行し、改正後の春日井市県外医療機関等妊娠・乳児健康診査補助金交付要綱の規定は、(以下「改正後の要綱」という。) 平成20年4月1日から適用する。
- 2 改正後の要綱第1条から第3条までの規定は、平成20年4月1日以後の健康診査から適用し、同日前の健康診査については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、平成29年4月1日から施行する。
- 2 改正後の第2条の規定は、平成29年4月1日以後に出産した者について適用し、同日前に出産した者については、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成31年4月1日から施行する。
- 2 改正後の第2条の規定は、平成31年4月1日以後に出生した新生児について適用し、同日前に出生した児については、なお従前の例による。